

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	上天草市	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	市内の医療機関等	平成19年4月診療分
熊本県	湯前町							人吉・球磨地域の医療機関等	
熊本県	水上村	乳幼児	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
熊本県	和水町	乳幼児等	80	・満9歳の誕生日以後の最初の3月31日までの者 ・多子世帯(子供3人以上)の家族については、12歳の誕生日後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、玉東町、和水町、南関町、長洲町及び植木町の保険医療機関等	平成20年5月診療分
熊本県	大津町	こども医療費	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成20年6月診療分
熊本県	長洲町	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成20年11月診療分
熊本県	湯前町(*)	乳幼児等	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 小学校3年生までの乳幼児等(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)	なし		対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	平成21年4月診療分
熊本県	益城町	こども医療	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成21年6月診療分
熊本県	和水町(*)	乳幼児等(県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大(9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、玉東町、和水町、南関町、長洲町及び植木町の保険医療機関等	
熊本県	長洲町(*)	子ども医療費	80	*平成20年11月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *対象年齢の拡大は7月から。7月分については、原則、償還払いにより助成。		なし		県内の医療機関等	平成21年8月診療分
熊本県	宇城市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成22年4月診療分
熊本県	嘉島町	乳幼児・児童	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	多良木町	乳幼児等	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の医療機関等	
熊本県	益城町(*)	子ども	80	*平成21年6月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院は対象外(償還払い) ・中学校3年生まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	上天草市(*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) ・小学校3年生まで(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし		対象外	上天草市内の医療機関等	
熊本県	西原村	子ども	80	満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年7月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	宇土市	乳幼児及び子ども	80	乳幼児医療 ・0歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) 子ども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)		乳幼児医療: 自己負担なし 子ども医療: 1月1医療機関・薬局毎 に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療: 県内の医療機関等 子ども医療: 宇土市内の医療機関等	平成23年 4月診療分
熊本県	嘉島町 (*)	子ども	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (12歳→15歳まで拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	
熊本県	湯前町 (*)	乳幼児等	80	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢の拡大 (9歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし	対象外	人吉・球磨地域の保 険医療機関等	
熊本県	西原村 (*)	子ども	80	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (9歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	
熊本県	南関町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし			平成23年 9月診療分
熊本県	和水町 (*)	乳幼児	80	*平成21年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児について、対象年齢及び対象医療機関を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) (一部市町村※の医療機関等※→県内の医療機関等に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいるもの ※旧対象市町村(熊本市・荒尾市・玉名市・山鹿市・玉東町・和水町・南関町・長洲町及び植木町の医療機関等) ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合には対象外(償還払い)とする。		なし	対象外	県内の 医療機関等	
熊本県	玉東町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
熊本県	長洲町 (*)	子ども	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
熊本県	荒尾市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
熊本県	八代市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は、対象外(償還払い)		なし			
熊本県	宇城市 (*)	子ども	80	乳幼児: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の 医療機関等	
熊本県			80	児童: *平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、入院は対象外とする。)		1月1医療機関・薬局毎 に上限1,000円の自己負担		宇城市内の 医療機関等	
熊本県	氷川町	児童	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	西原村(*)	子ども	80	平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学3年生まで) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
熊本県	多良木町(*)	乳幼児等	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の医療機関等	
熊本県	山鹿市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外。) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成25年 10月診療分
熊本県	宇土市(*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(9歳まで→12歳までに拡大) 乳幼児医療 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。) 子ども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)		乳幼児医療: 自己負担なし 子ども医療: 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療: 県内の医療機関等 子ども医療: 宇土市内の医療機関等	
熊本県	八代市(*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	大津町(*)	子ども	80	*平成20年6月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学校3年生まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成25年 12月診療分
熊本県	宇城市(*)	子ども	80	乳幼児: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
熊本県			80	児童: 平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(9歳まで→12歳までに拡大) 満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(ただし、入院は対象外とする。)		1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		宇城市内の医療機関等	
熊本県	産山村	乳幼児・子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成26年 7月診療分
熊本県	御船町	子ども	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成26年 8月診療分
熊本県			80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		1月1医療機関毎に上限1,000円 *薬局での自己負担なし			
熊本県	荒尾市(*)	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(満6歳まで→満9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の医療機関等	平成26年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	相良村	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年1月診療分
熊本県	山鹿市 (*)	子ども	80	*平成25年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年1月診療分
熊本県	八代市 (*)	こども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
熊本県	玉東町 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし			
熊本県	長洲町 (*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) *満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
熊本県	上天草市 (*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満9歳まで→満12歳までに拡大) *満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない		なし		上天草市内の医療機関等	平成27年6月診療分
熊本県	産山村 (*)	乳幼児・児童・生徒	80	*平成26年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) *満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	湯前町 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) *満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者		なし	対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	平成27年9月診療分
熊本県	菊池市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成27年10月診療分
熊本県	菊陽町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		0歳から3歳までの者： 自己負担なし 4歳の誕生日の翌月から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者： 1月1医療機関毎に上限500円 の自己負担 (調剤薬局を除く)		県内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	美里町	こども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
熊本県	荒尾市(*)	子ども	80	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(満9歳まで→満12歳までに拡大) (満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者:1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)	満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで: 自己負担なし 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで: 1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担				
熊本県	水上村(*)	こども	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。)	なし		対象外		
熊本県	八代市(*)	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)	なし			乳幼児: 県内の医療機関等 児童: 宇城市内の医療機関等	平成28年10月診療分
熊本県	宇城市(*)	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 乳幼児:満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童:満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外(償還払い)	乳幼児:自己負担なし 児童:1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担				
熊本県	相良村(*)	子ども	80	*平成27年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)	なし		県内の医療機関等		
熊本県	宇土市(*)	乳幼児及びこども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢及び対象医療機関等を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) (宇土市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 乳幼児医療 ・満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は償還払いとする。)	乳幼児医療: 自己負担なし こども医療: 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		県内の医療機関等	平成29年1月診療分	
熊本県	甲佐町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	多良木町 (*)	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の医療機関等	平成29年4月診療分
熊本県	上天草市 (*)	子ども	80	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない		なし	対象外	上天草市内の医療機関等	平成29年6月診療分
熊本県	菊池市 (*)	子ども	80	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成29年12月診療分
熊本県	南阿蘇村	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成30年4月診療分
熊本県	宇城市 (*)	こども	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大(児童：市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 乳幼児：満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童：満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外(償還払い)		乳幼児：自己負担なし 児童：1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		県内の医療機関等	
熊本県	玉名市	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成30年10月診療分
熊本県	荒尾市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大(県内の医療機関等→県内の医療機関等及び福岡県大牟田市の医療機関等) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで： 自己負担なし 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで： 1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担		熊本県内の医療機関等及び福岡県大牟田市の医療機関等	
熊本県	菊陽町 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更(4歳の誕生日の翌月から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者：1月1医療機関毎に上限500円の自己負担→自己負担なし) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成31年1月診療分
熊本県	氷川町 (*)	こども	80	*平成25年4月診療分から受託している児童医療について、名称を変更し対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成31年4月診療分
熊本県	上天草市 (*)	子ども	80	*平成29年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない		なし	対象外	上天草市内の医療機関等	令和元年6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	湯前町 (*)	子ども	80	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) *満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	令和元年 9月診療分
熊本県	八代市 (*)	こども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) *満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は、対象外(償還払い) ※入院は対象外(償還払い)とする		なし		県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
熊本県	錦町	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	令和2年 2月診療分
熊本県	水俣市	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
熊本県	多良木町 (*)	子ども	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、対象医療機関等を拡大(多良木町内の医療機関等→球磨郡・人吉市内の医療機関等) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		球磨郡・人吉市内の医療機関等	令和2年 4月診療分
熊本県	合志市	こども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
熊本県	五木村	健やか子供	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
熊本県	荒尾市 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、入院外の一部負担金を変更(12歳→15歳まで) (一部負担金外来:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで:自己負担なし満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで:1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担→なし) *15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内及び福岡県大牟田市所在医療機関	令和3年 1月診療分
熊本県	南関町 (*)	子ども	80	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
熊本県	大津町 (*)	子ども	80	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	津奈木町	子ども	80	入院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
熊本県	菊陽町(*)	子ども	80	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
熊本県	嘉島町(*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
熊本県	御船町(*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、自己負担の変更(15歳まで→18歳までに拡大) (1医療機関ごとに1,000円に達するまで3割を負担→全額助成) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
熊本県	甲佐町(*)	子ども	80	*平成29年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
熊本県	高森町	子ども	80	入院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
熊本県	益城町(*)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
熊本県	多良木町(*)	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象地域を拡大(球磨郡及び人吉市の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い)とする *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
熊本県	宇土市(*)	子ども	80	*平成29年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び子ども医療について、制度を一本化し、自己負担額を全額助成(小学生から中学生まで、1医療機関・薬局ごとに1,000円に達するまで3割を負担(1円単位)→なし) *0歳から中学生まで	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
熊本県	合志市(*)	子ども	80	*令和2年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	宇城市 (*)	こども	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	1医療機関・薬局ごとに1,000円に達するまで3割を負担(1円単位)	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	菊池市 (*)	子ども	80	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	五名市 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	西原村 (*)	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	長洲町 (*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	球磨村	乳幼児	80	入院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
熊本県	荒尾市 (*)	子ども	80	*令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院は対象外(償還払い)	対象外	なし	対象外	県内及び福岡県大牟田市所在医療機関等	令和5年10月診療分
熊本県	宇城市	重度心身障がい者	85	身体障害者手帳1から2級の交付を受けている者 療育手帳A1からA2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	1医療機関毎に月2,040円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に1,020円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	天草市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	天草市	ひとり親家族等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	保険診療における一部負担金の3分の1		対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	あさぎり町	子ども	80	入院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	宇土市 (*)	子ども	80	*令和5年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳到達後の年度末まで→18歳までに拡大) 入院:対象外 入院外:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	苓北町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年6月診療分
熊本県	苓北町	重度心身障がい者	85	満1歳以上 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 療育手帳A1・A2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 福祉手当受給資格に相当する者 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,040円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,020円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	大津町	重度心身障害者	85	<ul style="list-style-type: none"> ・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	益城町	重度心身障がい者	85	<ul style="list-style-type: none"> ・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	熊本市	重度心身障がい者	85	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上 ・身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ・療育手帳A1の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級(連続入院15年以上)の交付を受けている者 ただし、20歳未満の障がい児は障がいの程度を問わず全額助成の対象とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	熊本市	重度心身障がい者	86	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上 ・身体障害者手帳2級の交付を受けている者 ・療育手帳A2の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級(連続入院15年未満)の交付を受けている者 	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	山都町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	上天草市(※)	子ども	80	* 令和元年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大(上天草市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護の適用を受けている者は対象としない 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	宇城市(※)	重度心身障がい者	85	* 令和6年1月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担上限額を変更 身体障害者手帳1から2級の交付を受けている者 療育手帳A1からA2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	苓北町(※)	重度心身障がい者	85	* 令和6年6月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担上限額を変更 満1歳以上 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 療育手帳A1・A2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 福祉手当受給資格に相当する者 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	上天草市	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
熊本県	山都町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	大津町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	菊陽町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	熊本市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から2歳 なし 3歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関及び訪問看護ステーション毎 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 (医科、保険薬局及び訪問看護ステーション)	令和6年12月診療分
熊本県	熊本市	子ども	81	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から4歳 なし 5歳～小6 700円/月 中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関毎	対象外	県内の医療機関 (歯科)	令和6年12月診療分
熊本県	熊本市	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父又は母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年12月診療分
熊本県	菊陽町	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年12月診療分
熊本県	阿蘇市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
熊本県	山江村	すこやか子ども	80	入院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
熊本県	南阿蘇村	母子父子	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。